

利 用 者 の た め に

I 概 要

農業災害補償法に基づく農業災害補償制度は、農業者が不慮の事故に因って受けることのある損失を補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

現在、農作物共済及び家畜共済の必須事業のほか、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済（建物共済等）の任意事業を行っている。

畑作物共済事業は、畑作物のうち法定されている6作物及び蚕繭のほかに、追加された5作物を含めた12種類についての災害による損害を補てんするため、おおむね1又は2以上の市町村の区域を単位に設立されている農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が、農業者との間に共済関係を成立させ共済事業を行い、都道府県単位に設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）が、当該共済関係に係る共済責任のうちの一定部分につき保険事業を行い、国が当該保険事業に係る保険責任の一定部分につき再保険事業を行う、いわゆる三段階制がとられている。なお、平成12年度からは、近年の組合等の広域合併の進展に伴い、三段階制のほか、地域の意向により二段階制（都道府県単位の農業共済組合（以下「特定組合」という。）、国）による農業共済事業の実施も可能とされている。さらに、養蚕業を巡る環境が大きく変化するなかであって、蚕繭共済を単独の共済事業として維持することは、事業運営に支障を招く恐れがあることから、平成13年産からはそれまでの当然加入制・必須事業制を任意加入制・任意事業制に改め、比較的事業内容の類似する畑作物共済へ統合されている。

また、国は、この事業の健全な発展を図るため、農業共済団体の指導監督を行うほか、共済掛金や事務費の国庫負担を行う等の助成措置を講じている。

畑作物共済については、制度化に向けて昭和49年度から5か年間「畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法」に基づいて試験実施を行い、昭和53年に農業災害補償法の一部改正、昭和54年産から恒久的な制度として、共済目的を6作物（ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜及びさとうきび）とする本格実施が行われた。その後の制度の主な改正は次のとおりである。

昭和56年 共済目的に2作物（ホップ、茶（指定地域の一番茶））を追加（3月政令第27号、昭和56年4月から適用）

昭和60年 危険段階別の共済掛金率の設定方式の導入（6月法律第50号、昭和61年4月から適用）

平成5年 ①共済事故の拡大、②全相殺方式の大豆の導入、③災害収入共済方式の導入（平成7年産から茶について試験実施）、④てん菜の支払開始損害割合の引下げ（2割→1割）、⑤共済掛金国庫負担割合の引下げ（60%→55%）、⑥法人格を有しない団体で一定の要件を満たすものと共済関係を成立させる方式の導入、⑦責任分担方式の改善（組合等の責任保有割合を1割から2割に拡大できる）、⑧雨よけ施設等において栽培されている農作物のうち畑作物共済の対象となっている農作物を引受対象に追加（5月法律第35号、平成6年産から適用）

平成11年 蚕繭共済の畑作物共済への統合（6月法律第69号、平成13年産引受から適用）

平成14年 共済目的に3作物（スイートコーン、たまねぎ及びかぼちゃ）を追加（4月政令第141号、平成14年4月から適用）

平成15年 ①一括加入制の緩和、②一筆単位方式の導入（平成16年産から大豆について試験実施）、③全相殺方式（大豆）及び災害収入共済方式（茶）の指定地域制を廃止（平成15年6月法律第91号、平成16年産から適用）

なお、本書に掲載されている「法」とは農業災害補償法（昭和22年法律第185号）、「政令」とは農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）、「規則」とは農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）のことである。

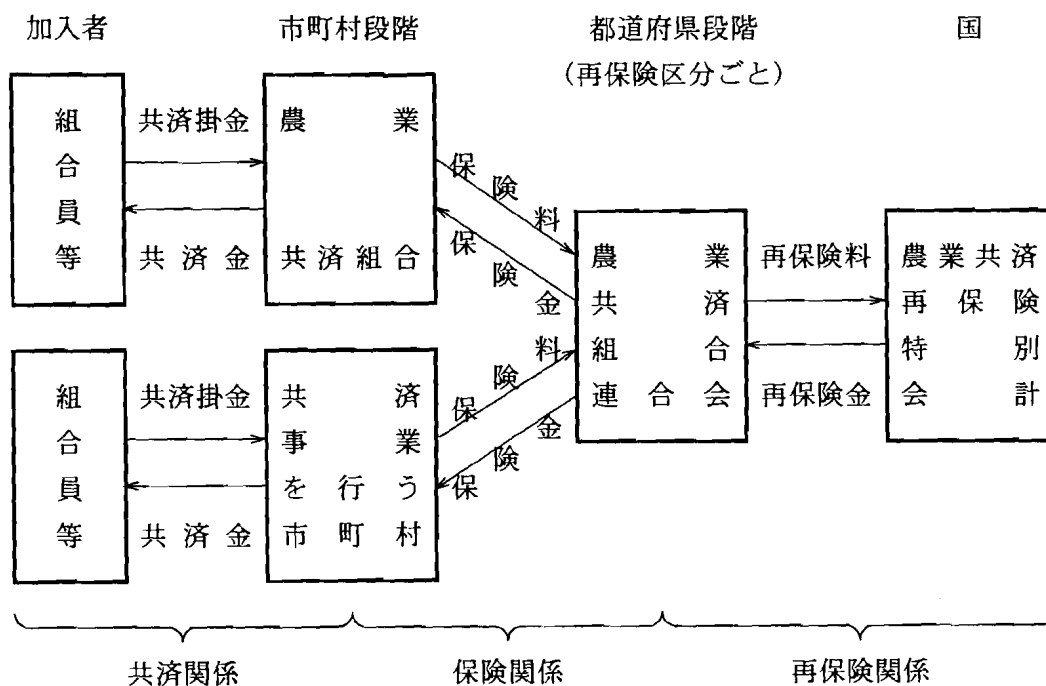
II 仕 組 み

1. 機 構

農業災害補償制度は、同様の危険にさらされている多数の組合員等が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、もし災害があったときは、その共同準備財産をもって被災組合員等に共済金の支払いをするという組合員等の相互扶助を基本とした制度である。

我が国は地理的、気象的条件から災害が多く、また、その範囲も広くかつ激甚である。このため畑作物共済事業は、市町村の単位や都道府県の単位だけでは完全な危険分散ができないので、組合等、連合会及び国の三段階により運営されている。

畑作物共済の実施機構は次のとおりである。



(備考) 農業災害補償制度の運営は、基本的には上記のように三段階制により行われているが、地域の意向により二段階制（特定組合、国）での実施も可能とされている。

2. 畑作物共済の引受方式の種類とその内容

引受方式 の 種 類	対 象 農 作 物 等	内 容	引受割合
半相殺方式	大豆、小豆 いんげん、茶	・被害耕地ごとの減収量（その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）の合計が、その組合員等の基準収穫量（その組合員等の耕地ごとの基準収穫量の合計）の100分の30（大豆にあっては100分の20）を超えるときに共済金を支払う方式	7 割 （大豆に あっては 8割）
全相殺方式	はいはい、スイート	・組合員等ごとの減収量（その組合員等の基準収穫量	8 割

	コーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ	から収穫量を差し引いた数量)が、その組合員等の基準収穫量の100分の20を超えるときに共済金を支払う方式	
	大豆	・同上、ただし、規則第33条の14の2第2項に規定する者に限る。	8 割
	てん菜 さとうきび	・同上、ただし、減収量の算定に当たり、基準糖度に対する当該年産の糖分による調整を行い、その減収量がてん菜にあつては、その組合員等の基準収穫量の100分の10、さとうきびにあつては100分の20を超えるときに共済金を支払う方式	てん菜 9 割 さとうきび 8 割
	蚕繭	・組合員等ごとの減収量(その組合員等の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)がその組合員等の基準収穫量の100分の20を超えるときに共済金を支払う方式	8 割
一筆方式	大豆	・耕地ごとの減収量(その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)が、その耕地の基準収穫量の100分の30を超えるときに共済金を支払う方式	7 割
災害収入 共済方式	茶	・共済事故により価格を加味した実収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が共済限度額に達しない場合に共済金を支払う方式 ・規則第47条の32第2項で準用する同条第1項に規定する者に限る。	8 割

(参考) 大豆については、半相殺方式及び全相殺方式並びに一筆方式、茶については半相殺方式及び災害収入共済方式のうちから、組合等がそれぞれにつき共済規程等に複数の引受方式を規定することができる。

なお、一筆とは、農道、けい畔等をもって判然と区画された耕地をいう。

3. 共済目的の種類(法84①、法120の12①、規則15の4、規則15の5、昭和56年政令第27号)

(1) 共済目的の種類

ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及びホップ並びに蚕繭

(参考) 1. いんげんのうち手亡類、金時類、うずら類、大福類及びとら豆類のいんげん並びにべにばないんげんの品種以外のものの品種(ビルマ等)、てん菜のうち専ら製糖用に供するため栽培されている品種以外の品種(食用、飼料用のてん菜)は、共済対象から除かれる。

2. 特定園芸施設内において栽培されている農作物は、共済対象から除かれる。

ただし、園芸施設共済の引受対象となるいわゆる雨よけ施設等において栽培されている農作物で畑作物共済の対象となっている農作物は、畑作物共済で引受けすることができる(園芸施設共済で

引受けることはできない。)

3. 畑作物共済の共済目的は、法定されている6作物（ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび）及び蚕繭のほかに、農作物共済の共済目的となっている農作物、果樹以外の農作物のうちから政令で指定することができることとなっており、昭和56年度から茶（茶については、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域において栽培されているもので、冬芽の生長停止期から一番茶の収穫をするに至るまでのものに限る。）及びホップが、平成14年度からスイートコーン、たまねぎ及びかぼちゃが追加された。

(2) 畑作物共済の共済目的の種類等（以下「共済目的の種類等」という。）

- ① 共済目的の種類とされている対象農作物等には、同一種類に属するものであっても、その品種、栽培方法等によって収穫（繭）時期、単位当たり価格、被害発生態様等に差異があることから、これらの差異の大きいものについては、品種、栽培方法等に応じて、次表のように区分を定めている。
- ② 茶の種類等については、共済目的の種類等を定める告示において、災害収入共済方式には適用しないこととされている。したがって、災害収入共済方式については、法律上は、共済金額の設定及び共済金の算定を共済目的の種類等ごとに行うこととされているが、実際上の共済金額の設定及び共済金の算定は、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとを単位として行うことになる。

共 済 目 的 の 種 類 等

共済目的の種類	品 種、 栽 培 方 法 等 に 応 ず る 区 分	
ば れ い し ょ	1 類	春植えであり、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ
	2 類	春植えであり、かつ、食品加工用であるばれいしょ
	3 類	春植えであり、かつ、種子用であるばれいしょ
	4 類	春植えであり、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ
	5 類	秋植えであり、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ
	6 類	秋植えであり、かつ、食品加工用であるばれいしょ
	7 類	秋植えであり、かつ、種子用であるばれいしょ
	8 類	秋植えであり、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ
大 豆	1 類	丹波黒以外の品種
	2 類	丹波黒
い ん げ ん	1 類	手亡類のいんげんの品種
	2 類	金時類及びうずら類のいんげんの品種
	3 類	大福類及びとら豆類のいんげん並びにべにばないんげんの品種
茶	1 類	防霜施設を用いて露地栽培する在来種
	2 類	防霜施設を用いて露地栽培する在来種以外の品種
	3 類	防霜施設を用いず露地栽培する在来種
	4 類	防霜施設を用いず露地栽培する在来種以外の品種
	5 類	被覆栽培する在来種
	6 類	被覆栽培する在来種以外の品種

スイートコーン	1 類	食品加工用であるスイートコーン
	2 類	食品加工用以外の用途であるスイートコーン
蚕 繭	1 類	春蚕繭
	2 類	初秋蚕繭
	3 類	晩秋蚕繭

(参考) 1. 種子用のばれいしょとは、独立行政法人種苗管理センター産の原原種を使用して原種ほにおいて栽培されるばれいしょ又は植物防疫法第13条の規定に基づく検査に合格した原種ほ産の原種を使用して採種ほにおいて栽培されるばれいしょをいう。

2. 防霜施設とは、茶の防霜を目的として茶を栽培する園地に設置された施設をいう（例えば、防霜ファン施設、防霜ネット施設、防霜散水施設等）。

3. 被覆栽培とは、園地に被覆施設を設置し、一番茶摘採前の所要時期に化学繊維、よしず、むしろ等を用いて茶樹を覆う栽培方法をいう（例えば、玉露、てん茶等を栽培する方法）。

③ 蚕繭に係る共済目的の種類等の蚕期に応じた区分

蚕繭に係る共済目的の種類等の蚕期に応じた区分（以下「小蚕期区分」という。）とは、法第120条の14第4項の蚕繭に係る共済目的の種類等の蚕期に応じた区分をいい、次表のとおりである

共 済 目 的 の 種 類 等		小 蚕 期 区 分
1 類	春 蚕 繭	前期に係る春蚕繭
		後期に係る春蚕繭
2 類	初 秋 蚕 繭	夏蚕期に係る初秋蚕繭
		初秋蚕期に係る初秋蚕繭
3 類	晩 秋 蚕 繭	晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭
		晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭

4. 共済事故（法84①、法150の8）

(1) 農作物

風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収（てん菜及びさとうきびにあっては、農作物の減収及び糖度の低下）である。

(参考) 災害収入共済方式にあっては、農作物の減収を伴う生産金額の減少

(2) 蚕 繭

蚕児の風水害、地震又は噴火による災害、火災、病虫害及び鳥獣害並びに桑葉の風水害、干害、凍霜害、ひょう害、雪害、冷湿害、地震又は噴火による災害その他の気象上の原因による災害、火災、病虫害及び獣害による繭の減収。

5. 共済責任期間（法120の17、昭和56年告示1323）

共済責任期間は、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、スイートコーン、

たまねぎ、かぼちゃ及びホップにあっては発芽期（移植をする場合にあっては、移植期）から収穫をするに至るまでの期間、茶にあっては冬芽の生長停止期から一番茶の収穫をするに至るまでの期間、蚕繭にあっては桑の発芽期（農林水産大臣が特定の地域における春蚕繭につき桑の発芽期前の日を定めたときは、その地域については、農林水産大臣の定めた日）から収繭をするに至るまでの期間である。

畑作物共済の共済責任期間（例）

農作物	月	7	~	12	~	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
ばれいしょ	春植え																				
	秋植え																				
大豆																					
いんげん																					
てん菜																					
さとうきび	夏植え																				
	株出し																				
	春植え																				
茶（一番茶）																					
スイートコーン																					
たまねぎ	春植え（北海道）																				
	秋植え（内地）																				
かぼちゃ																					
ホップ																					
蚕繭	春蚕繭																				
	初秋蚕繭																				
	晩秋蚕繭																				
	発芽期前																				
	発芽期																				

- （参考）1. 一般的に「発芽期」とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば、通常の収穫量を期待し得るは種期間には種されたものが通常発芽する時期をいい、「移植期」とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば、通常の収穫量を期待し得る移植期間をいう。
2. さとうきびにおける「発芽期」とは、新植するものにあっては、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば、通常の収穫量を期待し得る植付期間に植付けられたものが通常発芽する時期、株出しをするものにあっては、収穫適期に収穫された株から通常発芽する時期をいう。
3. ホップにおける「発芽期」とは、新植するものにあってはその地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る植付期間に植付けられたものが通常発芽する時期、新植するもの以外のものにあってはその地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常発芽する時期をいう。
4. 茶の「冬芽の生長停止期」とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常冬芽の生長が停止する時期をいう。
5. 「収穫をする」とは、収穫の適期に刈り取り又は堀り取り、ほ場より搬出することである。ただし、

ほ場乾燥中又はほ場堆積中の共済目的については、通常の乾燥期間又は堆積期間に限り、共済責任期間内にあるものとする。「茶の収穫をする」とは、収穫の適期に刈り取り又は摘み取り、園地より搬出することである。

6. 「収穫をする」とは、「繭をまぶしから取り外し、毛羽取り及び選繭すること」である。

6. 加入及び共済関係の成立（法15①、法86、法120の12、法120の13、法120の18、法150の10、規則1の2の2①、規則33の12、規則33の13、規則33の14、規則33の14の2②、規則33の18、規則33の19、規則47の32①②）

(1) 加入資格者

加入資格者は、組合等の区域内に住所を有する者であって、共済目的の種類等ごとの栽培面積又は蚕種の掃立量のいずれかが共済規程等で定める一定の基準以上の組合員等である。共済規程等で定める一定の基準は、農作物にあっては共済目的の種類等（災害収入共済方式にあっては、共済目的の種類。以下同じ。）ごとの栽培面積につき5アールから30アールの範囲内（北海道にあっては30アールから1ヘクタールの範囲内）、蚕繭にあっては共済目的の種類等ごとの蚕種の掃立量につき0.25箱を下らず2箱を超えない範囲内で組合等が地域の経営実態を考慮して定める。

（参考）1. 次の要件を満たす農業生産組織は、当該組織単位で共済に加入することができる（省令第1条の3）

- ① 当該組合等の区域内に住所を有する農作物又は蚕繭の栽培又は養蚕の業務を営む者のみで構成されていること。
 - ② 利益配分をすべての構成員が共同して行っていること（経理の一元化を図っていること。）。
 - ③ 共済掛金の分担方法、共済金の配分方法等につき一定の基準に従った規約を有していること。
 - ④ 組合等の共済規程等で定める一定基準以上の栽培面積又は蚕種の掃立量を有すること（農作物又は蚕繭の栽培又は養蚕の業務を営む個人又は法人と同じ。）。
2. 全相殺大豆の加入資格者は、農業協同組合等の出荷資料から収穫量を適正に確認できる者で、大豆の生産量の95%以上を過去5年間農業協同組合等に出荷しており、今後も同様であることが確実であると見込まれる者に限られる。
 3. 災害収入共済方式の加入資格者は、農業協同組合等の出荷資料から収穫物の数量及び生産金額を適正に確認できる者で、茶の生産量の95%以上を過去5年間農業協同組合等に出荷しており、今後も同様であることが確実であると見込まれる者に限られる。

(2) 加入申込み

共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物又は蚕繭の年産ごとに、加入資格者が栽培又は養蚕を行う農作物又は蚕繭で、組合等が共済目的の種類としているもの（参考2の引受けから除外される農作物又は蚕繭を除く。また、茶については、指定地域外で栽培されているものを除く。）のすべてを当該組合等の畑作物共済に付することを申込み、組合等がこれを承諾することによって成立する。

（参考）1. 共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物又は蚕繭の年産ごとに、農家単位で成立するので、

- 例えば、ばれいしょについて春植えと秋植え、又はさとうきびについて夏植え、株出し、春植えの栽培をしている者が加入申込みをする場合は、その栽培するすべてのものを申し込むこととなる。
2. 引受けから除外される農作物又は蚕繭のその一は、共済目的の種類等ごとに、その栽培面積又は蚕種の掃立量が定款等で定める一定の基準に達しない農作物又は蚕繭である。

その二は、いわゆる引受不適格農作物（蚕繭）とされるものであり、次のとおりである。

- ① 畑作物共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること（例えば、肥培管理が著しく粗放である農作物）。
- ② 農作物又は蚕繭に係る基準収穫量又は基準収繭量の適正な決定が困難であること（例えば、栽培・飼育方法等が通常のものとは著しく異なっている農作物又は蚕繭。収穫を安定的に行う状態に達していない樹齢の茶）。
- ③ 農作物又は蚕繭に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること（例えば、著しく遠隔地にあるため円滑な損害評価が困難な農作物又は蚕繭）。
- ④ 当該農作物に係る収穫物が未成熟のまま収穫されること（例えば、えだまめ、さやいんげん）。
- ⑤ 農作物にあっては通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること、蚕繭にあっては通常の桑葉の肥培管理、若しくは蚕児の飼育管理が行われず、又は行われないおそれがあること。（例えば、畦畔に栽培される大豆及び茶。他の農作物との間作又は混作で他の農作物が栽培の主体となっている場合の農作物。試験研究用の農作物）。

(3) 加入の承諾

組合等は、加入資格者が、共済規程等で定める加入申込期間内に、その栽培するすべての種類の対象農作物等（当該組合等が畑作物共済の共済対象としている農作物又は蚕繭）について加入申込みをしている場合で、かつ、共済責任期間の開始前でなければ加入の承諾をすることができない。

ただし、組合等が規則第33条の13の2に定めるところにより共済規程等で共済目的の種類に応じて区分を定めたときは、当該区分ごとの加入が可能となる。規則第33条の13の2では、連作障害のおそれのある農作物については一の区分とし、それ以外の農作物及び蚕繭については、共済目的の種類ごとに一の区分とすることとされている。

- (参考) 1. 共済規程等で定める加入申込期間は、すべての種類の対象農作物等について一括して加入申込みを受け、共済責任期間の開始前までに承諾することとしているので、加入申込者ごとに、対象農作物等のうち共済責任期間の開始期の最も早いものを基準として承諾を行えるよう、必要な事務期間を勘案して設定する。
2. 組合等は、加入資格者から加入申込みがあった場合において、次の事由があるときは、その申込みの承諾を拒むものとする。
- ① 加入資格者が申込みのできるすべての種類の対象農作物等を申し込んでいないこと。
 - ② 申込みに係る農作物の作付けが共済規程等で定める作付基準に適合しないこと。

(4) 義務加入

組合等との間に農作物共済の共済関係の存する組合員等で、畑作物共済の加入資格を有する者は、組合等の総会（総代会）又は議会においてその旨の議決をしたときは加入が義務付けられる。その議決後に義務加入者となるに至った者も同様とする。

(参考) さとうきびについては、当分の間、家畜共済、果樹共済及び園芸施設共済の共済関係の存する組合員等についても農作物共済の共済関係の存する組合員等とみなすこととし、義務加入の範囲を拡大する特例を設けている。

(5) 共済掛金の払込み

組合等との間に畑作物共済の共済関係の成立した者は、畑作物共済の共済責任期間の開始するとき（さとうきびにあっては、当該年産のさとうきびの収穫時期の終了する期日の属する年の前年の5月31日、蚕繭にあっては、共済目的の種類等ごと（小蚕区区分を定めた地域にあっては、当該年産のさとうきびの収穫時期の終了する期日の属する年の前年の5月31日））に加入する。

ては小蚕期区分ごと)に、その共済責任期間の開始するときまでに共済掛金の額を確定できないときは、組合員等ごとの蚕種の掃立量の報告に基づき組合員等の共済掛金の額が確定した日として組合等が認めた日以後2週間以内。以下同じ。)までに組合等に、共済掛金を払い込まなければならない。

共済規程等の定めるところに従い共済掛金を2回に分割して払い込む場合は、共済責任期間の開始するときまでに共済掛金の3分の1に相当する金額を、共済責任期間の2分の1を経過するとき(さとうきびにあっては、第1回目の共済掛金の払込期限に属する年の9月30日)までにその残額を払い込まなければならない。

7. 基準収穫(繭)量(法120の14③、昭和54年告示550)

- (1) 基準収穫(繭)量とは、概念的にはその年の天候が平年並みに推移し、肥培・飼育管理なども普通一般並みに行われたとしたときに得られる収穫(繭)量のこと、いわゆる平年の収穫(繭)量を意味するものである。

(参考) 平年の収穫(繭)量は、天候、肥培・飼育管理等を最適条件とする、いわゆる「被害なかりせば収穫(繭)量」とは異なり、平年的に推定される一定の許容範囲の水準以上の収穫(繭)量を基礎として見込まれるもので、いわゆる異常災害年は除かれている。

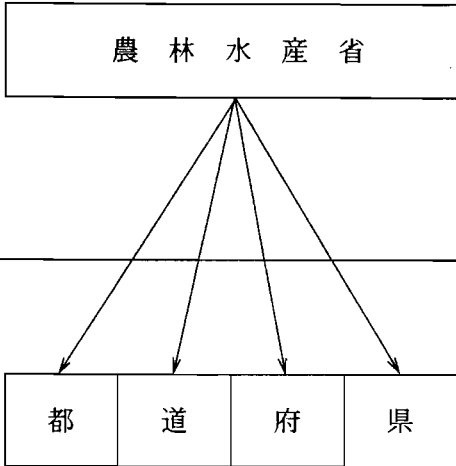
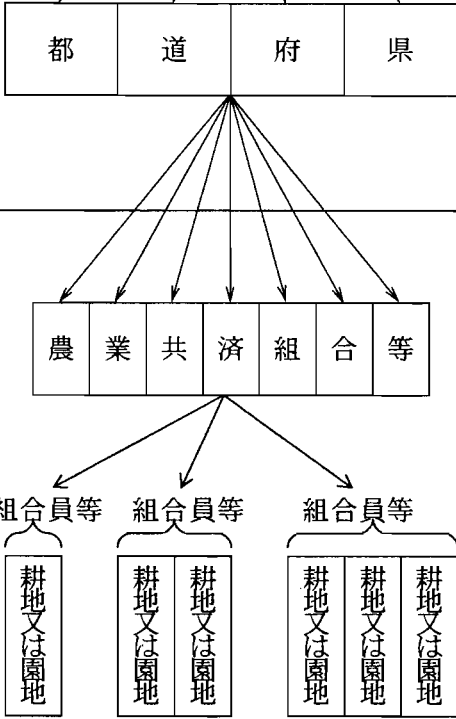
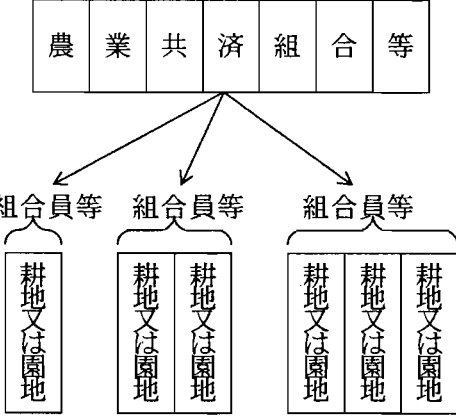
- (2) 基準収穫(繭)量は、引受け時において共済金額を算定する際の基準となり、被害時において共済金の支払額を算定する際の基準となるものである。

(参考) 災害収入共済方式においては、これらの基準に相当するのは基準生産金額であり、基準収穫量は、被害時において減収があったか否かを判断する際の基準としてのみ用いられる。

- (3) 基準収穫(繭)量の設定は、共済目的の種類等ごと(小蚕期区分を定めた地域にあっては小蚕期区分ごと。)、農作物又は蚕繭の年産ごと、耕地(園地を含む。以下同じ。)又は組合員等ごとに行い、農作物にあっては、耕地ごとに定めた10アール当たり基準収穫量(以下「基準単収」という。)にその耕地の栽培面積を乗じて算出(組合員等ごとの基準収穫量は、その組合員等の耕地ごとの基準収穫量を合計したもの。)、蚕繭にあっては、前年産に適用した組合員等ごとの基準収繭量、組合員等の申告に係る蚕種の掃立量及び見込収繭量、組合等が調査した最近2～3ヵ年における組合員等ごとの繭の出荷実績及びその年産における蚕種の取引きの状況並びに桑葉の生産事情等を参酌して定める。

農作物に係る基準単収及び蚕繭に係る箱当たり収繭量の決定方法の概要を図解すると、次のとおりである。

農作物に係る基準単収の決定方法の概要

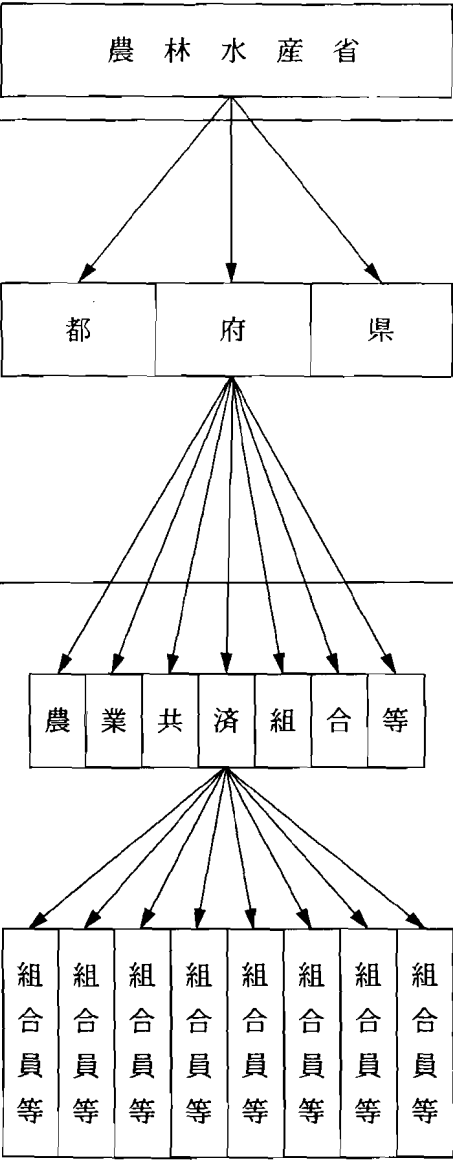
順 序	方 法
	農林水産省経営局長は、毎年、共済目的の種類ごと及び都道府県ごとに、農林水産統計資料による過去15か年の10アール当たり収穫量を用い、最小自乗法による平方根回帰式により一定の許容範囲を設け、最近7か年の年次別10アール当たり収穫量のうちこの許容範囲の下限を下回る年次の収穫量を修正し、その7か年中の中庸5か年平均値をもって、基準収穫量決定の基礎となる10アール当たり収穫量を決定し、通知する。
	知事は、共済目的の種類等ごと（さとうきびは、夏植え、株出し、春植えの別ごと）に、市町村ごとの農林水産統計資料（農林水産統計資料が得られない場合は関係機関の資料）の最近3か年～7か年の10アール当たり収穫量及び栽培面積により、配分の結果が経営局長が通知した値に一致するように、組合等ごとの10アール当たり収穫量を決定し、通知する。
	組合等は、引受けの対象となった耕地ごとに、組合員等申告単収又は当該耕地の前回作の基準単収のいずれか一つを基礎とし、かつ、当該耕地の土地条件、品種、栽培方法、過去の被害実績等を参酌して、10アール当たりの基準収穫量を定める。この場合、組合等の10アール当たり基準収穫量の平均値は、知事の通知した10アール当たり収穫量に「農林水産大臣が定める割合」を乗じた範囲内（基準単収の許容限度）でなければならない。また、茶については、樹齢、品種、園地条件、肥培管理状況、収穫時期、収穫方法、せん枝後の経過年数等の状況を基礎とし、かつ、当該園地における過去の被害を勘案し、標準収量表、基準単収設定指数表及び基準単収調整係数に基づき定めるものとする。

(参考) 1. 全相殺大豆については、最近5か年間の組合員等の出荷実績を基礎に当該組合員等の耕地ごとの基準単収を定める。

2. 災害収入共済方式の基準収穫量は、共済目的の種類ごと、組合員等ごとに、最近5か年間の出荷実績から算定される組合員等ごとの平均的な単位当たり収穫量に当該組合員等の引受面積を乗じて得られた数量（推定収穫量）を基礎とし、これに当該組合員等の引受価格指数を乗じて定める。

この場合の引受価格指数は、茶農業協同組合等の出荷資料から、当該茶農業協同組合等の生葉1キログラム当たり平均評点数に対する組合員等の生葉1キログラム当たり平均評点数の割合により算定する。

蚕繭に係る箱当たり収繭量の決定方法の概要

順 序	方 法
 <pre> graph TD A[農林水産省] --> B[都] A --> C[府] A --> D[県] B --> E[農業共済組合等] C --> E D --> E E --> F[組合員等] </pre>	農林水産省経営局長は、農林水産統計の箱当たり収繭量に基づき、共済目的の種類等ごと及び都府県ごとに箱当たり収繭量を決定し、通知する。 知事は、経営局長から通知された箱当たり収繭量を基礎として、農林水産統計の市町村別箱当たり収繭量及び蚕種の掃立数量により共済目的の種類等ごと及び組合等ごとの箱当たり収繭量を、糸繭用と種繭用の蚕種の掃立がある組合等は、当該組合等の箱当たり収繭量を農林水産統計に基づき配分し、それぞれの箱当たり収繭量を定め、更に、小蚕期区分が定められた地域にある組合等については、共済目的の種類等ごとに定めた箱当たり収繭量を市町村別県業務統計により小蚕期区分ごとに配分、決定し組合等に通知する。 組合等は、共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にある組合等にあつては小蚕期区分ごと）及び組合員等ごとに、前年産に適用した基準収繭量、組合員等が組合等に申告した見込み収繭量及び組合等が調査した繭の出荷実績並びに桑葉の生産事情等を参酌して基準収繭量を定める。この場合、組合員等ごとの基準収繭量の合計数量を組合員等ごとの共済箱数の合計数量で除した組合等についての箱当たり収繭量*は、知事の通知した箱当たり収繭量に「農林水産大臣が定める割合」を乗じた範囲内（箱当たり収繭量の許容限度）でなければならない。 * 糸繭用と種繭用とがある組合等については、それぞれ別の算術平均

8. 基準生産金額（法150の6④）

- (1) 基準生産金額とは、概念的にはその年の天候が平年並みに推移し、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに得られる平年的な生産金額である。
- (2) この基準生産金額は、災害収入共済方式において、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに定められ、共済金額の算定基準となるほか、被害があったときは、損害評価の基準の一つとし、支払共済金の額の算定基準となるものである。
- (3) 基準生産金額は、最近5か年間の出荷実績から10アール当たり生産金額（総販売金額から農業共同組合等の控除する必要経費部分（集出荷経費等加工販売に当たり通常要する経費）を差し引いて得られた額。以下同じ。）を求め、これに引受面積を乗じて得られた生産金額を基礎とし、これに茶樹の新改植、台切り等の状況を参酌して定める。

9. 共済金額（法120の14、法150の6、政令10・11、規則33の14の2、規則33の15、規則47の32・33）

- (1) 共済金額は、共済責任期間内に共済事故による被害が発生した場合に、組合等が支払う共済金の最高限度額であって、実際に生じた損害の程度に応じて共済金が支払われ、また、この金額に応じて組合員等が支払うべき共済掛金が算定される。
- (2) 共済金額は、大豆については、半相殺方式及び全相殺方式並びに一筆方式のうち組合等が複数の引受方式に係る金額を共済規程等に規定した場合は、複数のうちから組合員等（全相殺方式にあっては、加入資格要件を満たす組合員等に限る。）が申し出た一つの金額を共済金額とすることができる。
- (3) 共済金額の算定は、共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては、小蚕期区分ごと）及び組合員等（一筆方式にあっては耕地）ごとに、次により行う。

共済金額＝単位当たり共済金額×引受収量

引受収量＝基準収穫（繭）量×引受割合

単位当たり共済金額は、毎年、共済目的の種類等ごと（蚕繭につき小蚕期区分が定められた地域にあっては、小蚕期区分ごと及び共済責任期間による種別）及び農林水産大臣が定める地域ごと（都道府県の区域ごと、又は、都道府県内の地域によって地域銘柄、栽培品種、栽培形態等により価格差が著しい場合は、その地域ごと）に、生産者価格（農家手取価格）に相当する額を限度として農林水産大臣が定める5段階の金額（最高額を100として第2位以下から第5位まで10％刻みの金額）のうちから、組合等の区域ごと又は都道府県知事が組合等の区域を分けて地域を定めた場合はその地域ごと、組合等が危険段階別の共済掛金率を設定する場合はその危険段階ごとに、一つの金額を組合等が選択し、共済規程等で定める。

ただし、組合等が共済規程等で、組合員等の申出によりこれと異なる金額を選択できる旨を定めてある場合には、申出のあった組合員等については、申出のあった金額によるものとする。

なお、てん菜及びさとうきびの単位当たり共済金額については、組合等が組合員等ごとに最近7か年間の出荷資料から基準糖度（組合員等ごとの平均的な糖度）を定め、その糖度に応じて組合員等ごとの単位当たり共済金額を定める。

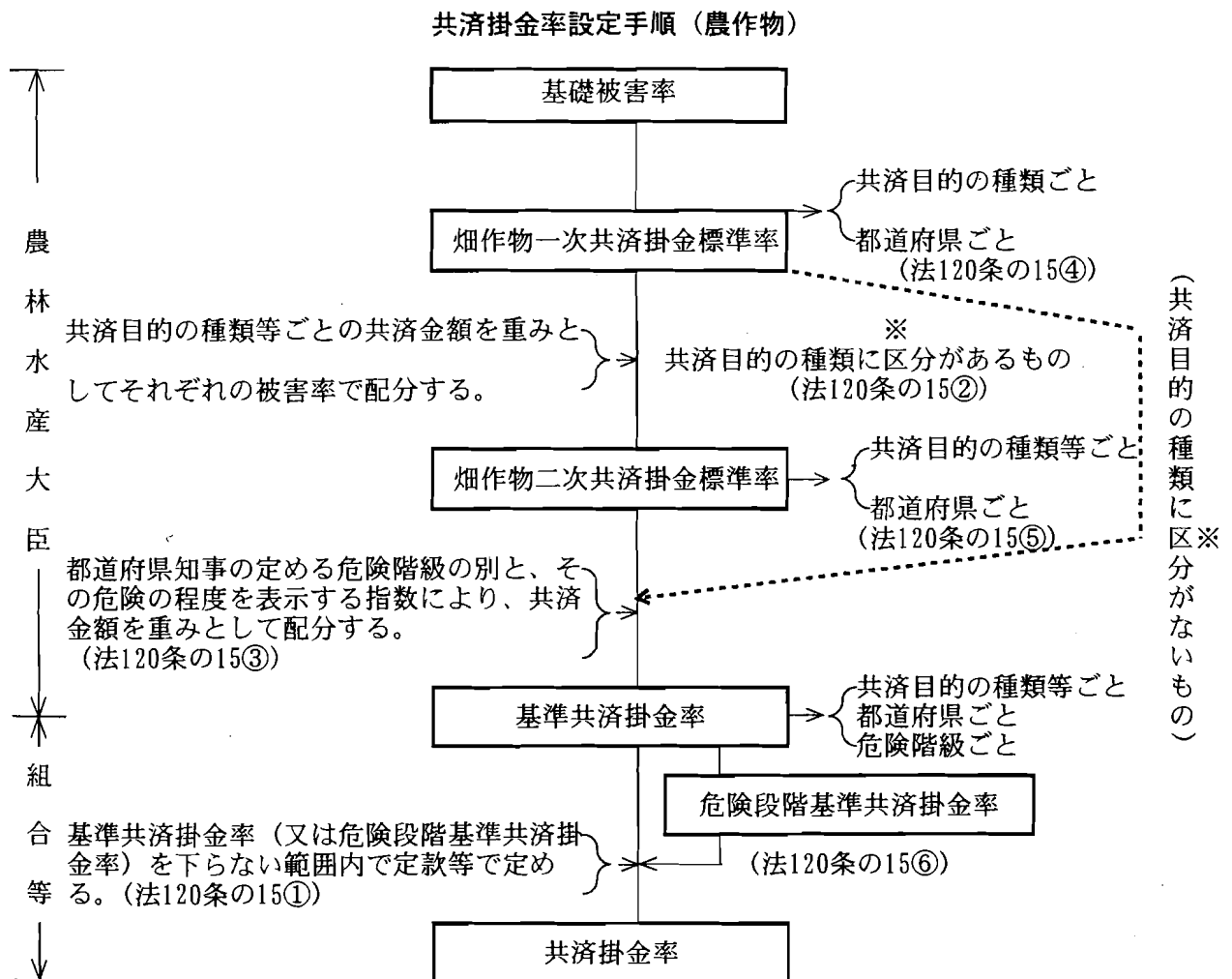
- （参考）1. 引受割合は、農作物別の被害率及び生産費率（粗生産額に対する生産費の割合）、試験実施の実績、関係者の意見、掛金率水準等を勘案して定められたものである。
2. 共済目的の種類によって全相殺方式又は半相殺方式若しくは一筆方式によることとしたのは、①主として工場へのお荷量等により農家単位で一括して把握できるものは全相殺方式、②出荷量等により把握することが困難であり、検見又は実測により耕地ごとに把握することとなるものは半相殺方式又は一筆方式としたものである。
 3. 災害収入共済方式における共済金額は、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、基準生産金額に共済規程等で定める最低割合（30％～60％）を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額の100分の80に相当する金額（以下「特定畑作物共済限度額」という。）を超えない範囲内において組合員等が申し出た金額である。

10. 共済掛金率（法120の15、規則33の16）

共済掛金率は、組合等が共済目的の種類等ごと（蚕繭にあっては、共済目的の種類等ごと及び共済責任期間の種別ごと、大豆及び茶にあってはさらに引受方式の別ごと）及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域ごとに、当該区域又は地域の属する危険階級ごとに農林水産大臣が定めた基準共済掛金率を下らない範囲内で、共済規程等で定める。

なお、組合等は、組合員等を共済事故の発生状況により危険段階に区分し、その危険段階ごとに共済掛金率を定めることができる。

基準共済掛金率は、過去一定年間の被害率を基礎として、次図の方法により農林水産大臣が3年ごとに一般に改定する。



1 1. 共済掛金と国庫負担（法13の4、法13の6、政令1の3）

- (1) 共済掛金は、共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、共済目的の種類等ごと及び共済責任期間の種別ごと）及び組合員等ごとに、次により算定する。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

- (2) 共済掛金の国庫負担

国庫は、組合員等が負担すべき共済掛金のうち、当該組合員等の共済金額に基準共済掛金率を乗じて得た金額の農作物にあつては100分の55、蚕繭にあつては100分の50に相当する金額を負担する。

（参考） 共済掛金の国庫負担は、組合員等が組合等に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、政令の定めるところにより組合等に交付することとしている。

なお、実際の交付については、事務の簡素化から組合等に交付するのに代えて組合等が連合会に支払うべき保険料又は連合会が国に支払うべき再保険料に充当することになるが、共済掛金の分納制が認められていること等から、連合会に交付する場合は当該連合会の組合員たる組合等の共済掛金組合員等負担分の平均徴収割合に応じて交付することとしている。

1 2. 事業の実施と共済責任の分担（法83①、法85⑩、法85の7、法121②、法122②、法123①、法133、法134③、法135、規則34）

- (1) 事業の実施

事業の実施については、農作物共済等の必須事業とは異なり、組合等又は連合会が、その地域の畑作農業の実態に合わせて任意に実施することとされている。

この場合、組合等が畑作物共済事業を行うことができるのは、その所属する連合会が畑作物共済の共済責任に係る保険事業を行う場合に限られている。

（参考） 組合等又は連合会が畑作物共済事業又はその保険事業を行う場合には、地域の農業の実態を十分勘案し、ある程度の事業規模を見込んで行うことになるが、手続的には、事業の実施について定款等の変更を必要とし、組合等にあつては都道府県知事に、連合会にあつては農林水産大臣にそれぞれ申請し、その認可を受けなければならない。

- (2) 保険関係及び再保険関係の成立と単位

組合等と組合員等との間に共済関係が成立したときは、連合会と組合等との間に保険関係が、連合会と政府との間に再保険関係が当然に成立する。

保険関係の単位は、組合等と組合員等との間に成立した共済関係（共済目的の種類ごと）がそのまま自動的に保険関係の単位となるが、再保険関係の単位は、農林水産大臣が都道府県の区域ごとに定める畑作物共済再保険区分（以下「再保険区分」という。）ごとである。

（参考） 畑作物共済について再保険区分を設けたのは、複数の共済目的の種類に係る保険責任を一体として再保険することによって再保険事務の効率化及び連合会における対象農作物等間の危険分散を図るためである。したがって、この再保険区分は、保険金の支払を適切に行うために、収穫（繭）期のほぼ同一な共済目的を同一区分としている。

畑作物共済再保険区分

都道府県	共 済 目 的													
	ばれいしよ	大 豆	小 豆	いんげん	てん 菜	さとうきび	茶	スイートコーン	たまねぎ	かぼちゃ	ホ ッ プ	蚕繭		
												春	初秋	晩秋
北海道 北海 道森手 北青岩 宮秋山 福	① ①	① ② ② ③ ① ② ② ③ ② ③ ②	①	①	③			④	⑤	④	① ① ① ①	④ ③ ④ ④ ③	⑤ ④ ⑤ ⑤ ④	⑥ ⑤ ⑥ ⑥ ⑤
茨城県 栃群 埼千 東神 奈	①	① ② ① ② ① ② ③ ①					④ ①					③ ③ ② ⑤ ② ① ②	④ ④ ③ ⑥ ③ ② ③	⑤ ⑤ ④ ⑦ ④ ③ ④
新潟県 富石 福	①	② ③ ① ② ① ② ① ②										④ ③	⑤ ④	⑥ ⑤
山梨県 長岐 静岡 愛三	①	② ③ ① ② ① ② ① ① ② ① ②					③ ④					① ④ ③	② ⑤ ④	③ ⑥ ⑤
滋賀県 京大 兵奈 和歌	①	① ② ① ② ② ③ ①	① ①				③ ②					④ ④	⑤ ⑤	⑥ ⑥
鳥取県 島岡 広山	① ④	① ① ② ② ③ ① ①					②					⑤	⑥	⑦
徳島県 香愛 高		① ① ①					② ② ①					② ③ ②	③ ④ ③	④ ⑤ ④
福井県 佐長 熊大 宮鹿 沖	① ① ③ ① ①	① ② ② ③ ② ③ ② ③ ① ② ① ②					② ③ ④	③				④ ⑤	⑤ ⑥	⑥ ⑦

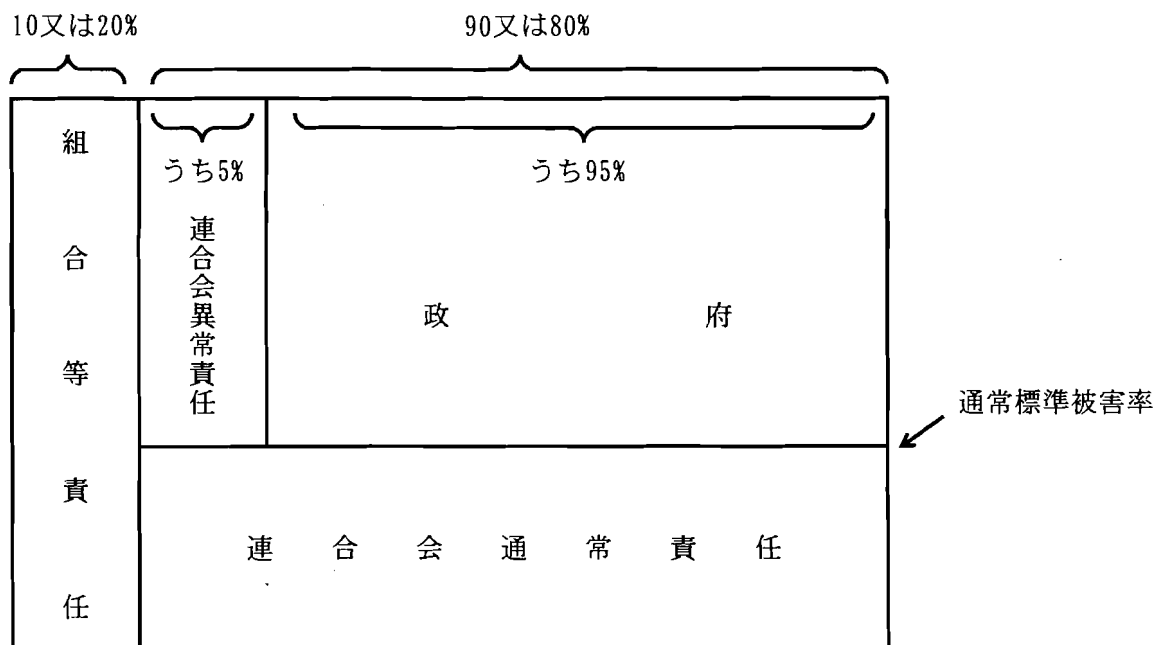
注：1. ①から⑦はそれぞれ畑作物共済再保険区分の第1区分から第7区分である。

2. 東京都、神奈川県、福井県及び熊本県は、畑作物共済保険区分である。

(3) 責任分担

組合等が総共済金額の1割（又は2割）を保有して残りの9割（又は8割）を連合会の保険に付し、連合会は総保険金額のうち通常標準被害率以下の部分（通常責任部分）の全部と総保険金額から通常責任部分の額を差し引いた額（異常責任の部分）の100分の5に相当する額を保有し、異常責任部分の100分の95に相当する額を政府が再保険する。

(参考) 共 済 責 任 分 担 図



(備考) 二段階制の責任分担

特定組合と政府の二段階制で行う場合の責任分担は、組合保有責任相当部分と連合会保有責任相当部分を単純に併せた部分が特定組合の保有責任となり、残りが政府の保有責任となる。

1 3. 損害評価（法98の2、法132①）

損害評価は、畑作物共済損害認定準則に従い次のとおり行う。

(1) 農作物

ア 組合等における損害の認定

(7) 悉皆調査

組合等は、収穫期前に、組合員等から、半相殺方式で行うもの（半相殺大豆、小豆、いんげん及び半相殺方式の茶）については、組合員等单位にみて3割超過被害（半相殺大豆は2割超過被害）があったとして損害通知があった場合は、当該組合員等の損害通知があった全被害耕地について、一筆方式で行うもの（一筆大豆）については、耕地一筆単位にみて3割超過被害があったとして損害通知のあった全耕地について、検見又は実測の方法により、損害評価員、組合等の職員によって見込収穫量を調査する。

また、全相殺方式で行うもの（ばれいしょ、全相殺大豆、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及びホップ）並びに災害収入共済方式で行う茶については、組合員等から、組合員等单位にみて2割超過被害（てん菜は1割超過被害）があったとして損害通知があった場合は、当該組合員等のすべてについて次の方法により、損害評価員、組合等の職員によって見込収穫量を調査する。

- ① ばれいしょ、全相殺大豆、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及びホップ並びに災害収入共済方式の茶にあっては、収穫物の出荷数量等（てん菜及びさとうきびにあっては、数量及び糖度。災害収入共済方式の茶にあっては、数量及び生産金額）の確認の方法による調査（以下「出荷数量等の調査」という。）
- ② 1類以外のばれいしょ、スイートコーン、たまねぎ及びかぼちゃのうち、出荷数量等の調査による損害評価が困難なものにあっては、当該組合員等が栽培する耕地のすべてについて検見又は実測の方法による調査

なお、災害収入共済方式については、組合員等が出荷している茶農業協同組合等の出荷資料の当該組合員等の出荷日ごとの数量及び価格により、組合員等ごとの実収穫量を一定の方法により調整するための価格指数を求める。

(イ) 抜取調査

検見又は実測の方法による悉皆調査を損害評価地区を設けて行った組合等においては、悉皆調査結果を検定するため、悉皆調査を行った耕地のうちから、損害評価会委員及び組合等の職員により、損害評価地区ごとに10筆以上を任意に抽出し、検見又は実測の方法で抜取調査を行う。

(ウ) 当初評価高の認定

組合等は、損害評価会の意見を聴いて、半相殺方式及び全相殺方式及び災害収入共済方式の場合は、共済目的の種類等（災害収入共済方式にあっては共済目的の種類）ごと及び組合員等ごと、一筆方式の場合は、共済目的の種類等ごと及び耕地ごとの損害（半相殺方式、全相殺方式及び一筆方式にあっては、共済減収量。災害収入共済方式にあっては、減収量及び生産金額の減少額（共済減収金額）。以下同じ。）を認定し、組合等当初評価高として取りまとめ連合会に報告する。

イ 連合会における損害の認定

(7) 抜取調査

連合会は、組合等の調査結果を検定するため、組合等の悉皆調査が、①検見又は実測の方法により行われた場合は、検見又は実測を行った耕地のうちから、損害評価員及び連合会の職員により、共済目的の種類等ごと及び組合等ごとに、悉皆調査耕地数に応じた一定数以上を任意抽出し、実測の方法で抜取調査を、②出荷数量等の調査により行われた場合は、出荷数量等の調査を行った組合員等のうちから、損害評価員及び連合会の職員により、共済目的の種類等ごと及び組合等ごとに20戸を標準として任意に抽出し、出荷数量等の調査を行う。

(4) 当初評価高の認定

連合会は、損害評価会の意見を聴いて、共済目的の種類等ごと及び組合等ごとの損害を認定し、連合会当初評価高として取りまとめ農林水産大臣に報告するとともに組合等に通知する。

ただし、組合等への通知は、連合会当初評価高の保険金支払見込額が通常標準被害額（保険金額×通常標準被害率（q））を超える場合（異常災害と見込まれる場合）は、連合会当初評価高について農林水産大臣の認定を受けた後に行う。

(2) 蚕 繭

ア 組合等における損害の認定

(7) 桑葉被害に係る損害調査

組合等は、桑葉につき共済事故が発生し、これによって2割超過被害があると認められる組合員等の管理する桑園全部及び当該組合員等に係る実掃立箱数又は飼育継続箱数につき共済目的の種類等ごとに調査を行う。

(4) 蚕児被害に係る損害調査

組合等は2割超過被害があると認められる組合員等について共済目的の種類等ごとに、災害の種類、り病割合、棄蚕割合等を調査する。

(9) 収繭期における損害調査

① 悉皆調査

組合等は、出荷数量等の調査により行う。ただし、出荷数量等の調査による損害評価が困難な組合員等にあっては、損害通知のあった当該組合員等のすべてについて、共済目的の種類等ごとに収繭量の調査を実測又は検見の方法により行う。

② 抜取調査

検見又は実測の方法による悉皆調査を損害評価地区を設けて行った場合においては、その悉皆調査結果を検定するため、悉皆調査を行った農家のうちから評価地区ごとに5農家以上を抽出して、収繭量の調査を実測又は検見の方法によって行う。

(4) 当初評価高の認定

組合等は前記(7)～(9)の調査終了後、共済目的の種類等ごと、共済責任期間による種別ごと、組合員等ごとの共済減収量を算定し、損害評価会の意見を聴いてこれを認定し、組合等当初評価高として連合会に報告する。

イ 連合会における損害の認定

(ア) 抜取調査等

- ① 組合等ごとに行うアの(ア)及び(イ)の調査の検定のため見回り調査（必要に応じ抜取調査）を行うものとする。
- ② 組合等ごとに行うアの(ロ)の調査の検定のため組合等の調査終了後、その組合等の調査により得られた資料をもとに当該組合等の調査結果を審査して調査するものとする。
ただし、組合等が検見又は実測による悉皆調査を行った場合には、実測の方法により抜取調査を行う。

(イ) 当初評価高の認定

連合会は、損害評価会の意見を聴いて、共済目的の種類等ごと、組合等ごとの損害を認定し、これを共済目的の種類等ごとに連合会当初評価高として取りまとめ、農林水産大臣に報告するとともに組合等に通知する。

ただし、連合会当初評価高の保険金支払見込額が通常標準被害額を超える場合（異常災害と見込まれる場合）は、連合会当初評価高について農林水産大臣の認定を受ける。

(3) 農林水産大臣の損害の認定

農林水産大臣は、連合会当初評価高が異常災害と見込まれる場合には農林水産統計資料等によって審査し、その損害を認定する。

(4) 損害の最終認定

連合会は、農林水産大臣の認定量と連合会当初評価高と一致した場合には、その損害高をもって組合等ごとの損害高を認定（農林水産大臣の認定量と異なるときは損害評価会に諮って農林水産大臣の認定量に一致するように修正する。）し、その旨を組合等に通知するとともに損害評価会に報告する。

組合等は、連合会からの認定量と一致した場合はその損害高をもって組員等ごとの損害高を認定（損害評価会に報告）し、連合会の認定量と異なるときは、当該損害高を超えないように組員等ごとの損害高を認定（損害評価会に諮る。）する。

14. 共済金等の支払（法120の16①②③④、法125①、法137、法第150の7①②、法150の9、規則33の17）

(1) 共済金の支払

組合等の支払う共済金は、次により算出する。

ア 半相殺方式で行うもの（半相殺大豆、小豆、いんげん及び半相殺方式の茶）

共済目的の種類等ごと及び組員等ごとの共済事故による共済目的の減収量（被害耕地ごとに、基準収穫量から実収穫量を差し引いて得た数量の合計）が、その組員等の基準収穫量の100分の30（半相殺大豆は100分の20）を超えた場合に、単位当たり共済金額にその超える部分の減収量（共済減収量）を乗じて共済金の算定を行う。

支払共済金＝単位当たり共済金額×共済減収量

$$\text{共済減収量} = \left(\frac{\text{被害耕地に係る基準収穫量の合計}}{\text{基準収穫量の合計}} - \frac{\text{被害耕地に係る実収穫量の合計}}{\text{基準収穫量の合計}} \right) \times \frac{\text{組員等に係る基準収穫量}}{\text{基準収穫量}} \times \frac{30}{100}$$

〔 半相殺大豆は、 $\frac{20}{100}$ 〕

イ 全相殺方式で行うもの（ばれいしょ、全相殺大豆、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ及び蚕繭）

共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとの共済事故による共済目的の減収量（組合員等ごとに、基準収穫（繭）量から実収穫（繭）量を差し引いて得た数量）がその組合員等の基準収穫（繭）量の100分の20（てん菜は100分の10）を超えた場合に、単位当たり共済金額にその超える部分の減収量（共済減収量）を乗じて共済金の算定を行う。

支払共済金＝単位当たり共済金額×共済減収量

$$\text{共済減収量} = \left(\frac{\text{組合員等に係る基準収穫(繭)量}}{\text{基準収穫(繭)量}} - \frac{\text{組合員等に係る実収穫(繭)量}}{\text{実収穫(繭)量}} \right) - \frac{\text{組合員等に係る基準収穫(繭)量}}{\text{基準収穫(繭)量}} \times \frac{20}{100}$$

てん菜及びさとうきびについては

支払共済金＝単位当たり共済金額×共済減収量

$$\begin{aligned} \text{共済減収量} = & \left(\frac{\text{組合員等に係る基準収穫量}}{\text{基準収穫量}} - \frac{\text{組合員等に係る実収穫量}}{\text{実収穫量}} \times \text{換算係数} \right) - \frac{\text{組合員等に係る基準収穫量}}{\text{基準収穫量}} \\ & \times \begin{cases} \text{てん菜は、} & \frac{10}{100} \\ \text{さとうきびは、} & \frac{20}{100} \end{cases} \end{aligned}$$

$$\text{換算係数} = \frac{\text{当該年産の糖度に対応する単位当たり共済金額の最高額}}{\text{基準糖度に対応する単位当たり共済金額の最高額}}$$

ウ 一筆方式で行うもの（一筆大豆）

共済目的の種類等ごと及び耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量（被害耕地の基準収穫量から実収穫量を差し引いて得た数量）がその耕地の基準収穫量の100分の30を超えた場合に、単位当たり共済金額にその超える部分の減収量（共済減収量）を乗じて共済金の算定を行う。

支払共済金＝単位当たり共済金額×共済減収量

$$\text{共済減収量} = \left(\frac{\text{被害耕地に係る基準収穫量}}{\text{基準収穫量}} - \frac{\text{被害耕地に係る実収穫量}}{\text{実収穫量}} \right) - \frac{\text{被害耕地に係る基準収穫量}}{\text{基準収穫量}} \times \frac{30}{100}$$

エ 災害収入共済方式で行うもの

共済事故により価格を加味した実収穫量が基準収穫量を下回った場合において、生産金額が特定畑作物共済限度額に達しない場合に、当該特定畑作物共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に共済金額の特定畑作物共済限度額に対する割合を乗じて共済金の算定を行う。

$$\text{支払共済金} = (\text{特定畑作物共済限度額} - \text{生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{特定畑作物共済限度額}}$$

オ 特 例

発芽不能若しくは移植不能の耕地又は掃立不能、さとうきび一筆全損耕地、さとうきび特定被害耕地及びてん菜風害等耕地については次に掲げる収量又は共済減収量があったものとして取り扱うこととしている。

(7) 発芽不能若しくは移植不能の耕地又は掃立不能

- ① ばれいしょ、半相殺大豆、全相殺大豆、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及びホップ並びに蚕繭

その耕地（蚕繭にあっては組合員等）の基準収穫（繭）量の100分の40（てん菜は100分の45）に相当する収量

- ② 小豆及びいんげん並びに一筆大豆

その耕地の基準収穫量の100分の35に相当する収量

（参考）1. 発芽不能及び移植不能とは、発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかったか又は移植できなかった場合をいう。

耕地ごとに共済事故により発芽しなかったか又は移植できなかった部分の面積が、当該耕地の全面積の7割以上（さとうきび一筆全損耕地を除く。）である場合又は発芽しなかった程度がこれと同等と認められる場合には、当該耕地は発芽不能又は移植不能の耕地として取り扱う。

2. 掃立不能とは、桑等に共済事故が発生し、蚕種の掃立てが全く行えなくなった場合をいう。

ただし、当該共済事故による掃立減少箱数の共済箱数に対する割合が7割以上である場合又は当該割合が6割以上7割未満であり、かつ当該掃立減少に伴い掃立てを全く行わなかった場合には掃立不能として取り扱う。

(4) さとうきび一筆全損耕地及びさとうきび特定被害耕地

- ① さとうきび一筆全損耕地

共済責任期間中に共済事故が発生し、これにより収穫皆無となった耕地（発芽不能により収穫皆無となった耕地を含む。以下「さとうきび一筆全損耕地」という。）については、その耕地の損害を共済金支払の対象とする。

- ◇ 発芽期以外の時期（収穫期等）に共済事故によって収穫皆無耕地となった場合

その耕地の基準収穫量の100分の70に相当する共済減収量

- ◇ 発芽期に共済事故によって発芽不能となり収穫皆無耕地となった場合

その耕地の基準収穫量の100分の35に相当する共済減収量

なお、さとうきび一筆全損耕地がある場合は、次の算式により算定した当該耕地の共済減収量に相当するものと、イにより算定した組合員等の共済減収量に相当するものと比較して、いずれか大きい方をもって当該組合員等の共済減収量とする。

さとうきび一筆全損耕地の共済減収量に相当するもの

$$= \Sigma (\text{発芽期以外の時期（収穫期等）に共済事故によって収穫皆無となった場合のさとうきび一筆全損耕地の基準収穫量} \times 0.7 + \text{発芽期に共済事故によって収穫皆無となった場合のさとうきび一筆全損耕地の基準収穫量} \times 0.35)$$

② さとうきび特定被害耕地

植え付けた夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびが共済事故により発芽しなかった場合、その他共済事故により収穫の見込みがない場合において、当該夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびと同じ年産の春植えのさとうきびを植え付けた耕地（以下「さとうきび特定被害耕地」という。）については、その植え付けたことによる栽培の経費増加を損失とみて、共済金支払の対象とする。

次の算式により算定される共済減収量

$$\text{その耕地の基準収穫量} \times \frac{\text{特定被害耕地に係る春植えさとうきびの面積}}{\text{さとうきび特定被害耕地の面積}} \times \frac{25}{100}$$

（参考） さとうきびについては、さとうきび特有の黒穂病の発生による焼却、潮風害等により局地的に一筆全損耕地の発生が認められること、畑作物共済の他の対象作物と異なり、ほ場整備が遅れているため一農家平均の栽培筆数が多く、しかもほ場が分散していることから一筆全損耕地があっても農家単位方式によると共済金の支払対象とならない場合があること等の事情から、当分の間、共済事故により収穫皆無となった耕地が発生したときは、特例として、共済金の支払対象とする。（以下「さとうきび一筆全損被害」という。）

また、さとうきびには、夏植え、株出し及び春植えの栽培型があり、それぞれさとうきびの共済責任期間が異なることから、夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびが共済事故により発芽しなかった場合その他共済事故により収穫の見込みがない場合には、他に適当な代替作物がないこと等から当該さとうきびを植え付けた耕地について改めて耕うん、施肥等を行い、同一年産の春植えのさとうきびを植え付ける実態にあるので、当該植え付けに要した経費増加を損失とみて、共済金の支払対象とする。（以下「さとうきび特定被害」という。）

(ウ) てん菜風害等耕地

は種又は移植したてん菜が風害、凍霜害及び獣害により発芽若しくは活着しなかった場合又は発芽若しくは活着後に風害、凍霜害及び獣害により滅失した場合において、再びは種又は移植した耕地（以下「てん菜風害等耕地」という。）については、その再びは種又は再移植したことによる栽培の経費増加を損失とみて、共済金支払の対象とする。

次の算式により算定される共済減収量

$$\text{その耕地の基準収穫量} \times \frac{\text{すき返し等を行い、かつ、再びは種又は再移植を行った面積}}{\text{てん菜風害等耕地の面積}} \times \begin{cases} \text{再びは種耕地の場合} & \frac{10}{100} \\ \text{再移植耕地の場合} & \frac{20}{100} \end{cases}$$

（参考） てん菜については、てん菜を栽培する気象風土の関係から、風害、凍霜害及び獣害によって、再びは種又は再移植を余儀なくされる地域特有の災害があり（北海道斜網地域）、当該地域の農業は、他に適当な代替作物がない状況にあることから、てん菜のは種又は移植の期間内であれば再びは種又は再移植を繰り返す実態にあるので、再びは種又は再移植による栽培の経費増加を損失とみて、共済金の支払対象とする。（以下「てん菜特定被害」という。）

(2) 保険金の支払

連合会の支払う保険金は、組合等の支払うべき共済金の100分の90（又は80）である。

(3) 再保険金の支払

政府が支払う再保険金は、畑作物共済再保険区分ごとに、次により算出される額である。

$$\text{再保険金} = (\text{保険金} - \text{通常標準被害額}) \times 0.95$$

$$\text{通常標準被害額} = \text{保険金額} \times \text{通常標準被害率}$$

15. 無事戻し（法102、規則24）

組合等は、畑作物無事戻区分（農作物（スイートコーン、たまねぎ及びかぼちゃを除く。）に係る畑作物共済、スイートコーンに係る畑作物共済、たまねぎに係る畑作物共済、かぼちゃに係る畑作物共済及び蚕繭に係る畑作物共済）ごと、畑作物共済の加入者ごとに、毎事業年度、前3事業年度間に支払を受けた共済金及び前2事業年度間に支払いを受けた無事戻金の合計金額（以下「共済金等の合計金額」という。）が前3事業年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る共済掛金のうちの組合員等負担部分の金額（以下「共済掛金組合員等負担分」という。）の2分の1に相当する金額に満たない組合員等に対して、総会又は総代会（市町村は議会）の議決を経て、共済掛金組合員等負担分の2分の1に相当する金額から共済金等の合計金額を差し引いて得た金額を限度として、共済規程等で定めるところにより無事戻しをすることができる。

（無事戻金の計算）

$$\begin{aligned} \text{無事戻金} = & \left(\begin{array}{l} \text{前事業年度間の共済} \\ \text{掛金組合員等負担分} \end{array} \right) \times \frac{1}{2} \left(\text{又は} \frac{1}{2} \text{以下の割合} \right) \\ & - \left(\begin{array}{l} \text{前3事業年度間に} \\ \text{支払われた共済金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{前2事業年度間に} \\ \text{支払われた無事戻金} \end{array} \right) \end{aligned}$$

Ⅲ 用語の説明

1. 共済金額・保険金額・再保険金額

共済金額とは、組合等が組合員等に支払う共済金の最高責任限度額を示すもので、次により算出する。

① 全相殺方式

$$\text{単位当たり共済金額} \times \text{基準収穫(繭)量} \times \frac{80}{100} \quad (\text{てん菜は } \frac{90}{100})$$

② 半相殺方式

$$\text{単位当たり共済金額} \times \text{基準収穫量} \times \frac{70}{100} \quad (\text{大豆は } \frac{80}{100})$$

③ 災害収入共済方式(茶のみ)

基準生産金額に定款等で定めた最低割合 ($\frac{30}{100} \sim \frac{60}{100}$) を乗じて得た金額を下げず、基準生産金額の $\frac{80}{100}$ を超えない範囲内で農家が申し出た金額

④ 一筆方式(大豆のみ)

$$\text{単位当たり共済金額} \times \text{基準収穫量} \times \frac{70}{100}$$

保険金額とは、連合会が組合等に支払う保険金の最高責任限度額を示すもので、次により算出する。

$$\text{保険金額} = \text{共済金額} \times 0.9 \quad (\text{又は} 0.8)$$

再保険金額とは、政府が連合会に支払う再保険金の最高責任限度額を示すもので、次により算出する。

$$\text{再保険金額} = (\text{保険金額} - \text{通常標準被害額}) \times 0.95$$

また、二段階制における保険金額とは、政府が特定組合に支払う保険金の最高責任限度額を示すもので、次により算出する。

$$\text{保険金額} = (\text{共済金額} - \text{通常標準被害額}) \times 0.9 \times 0.95$$

2. 通常標準被害額・通常標準被害率

通常標準被害額とは、連合会の保険責任のうち通常災害部分についての最高責任限度額を示すもので、次により算出する。

$$\text{通常標準被害額} = \text{保険金額} \times \text{通常標準被害率}$$

この通常標準被害額は、連合会の保険責任を通常災害部分と異常災害部分とに区分する基準となる。

また、二段階制における通常標準被害額については、次により算出する。

$$\text{通常標準被害額} = \text{共済金額} \times \text{通常標準被害率}$$

上記の通常標準被害率は、共済目的の種類ごと連合会(特定組合)ごとに過去20年間の被害率を基礎として定める率(通常標準被害率の算定基礎率)を、再保険区分(保険区分)ごとに当該区分に属する共済目的の種類ごとの保険金額を重みとして算術平均して算出した率であり、農林水産大臣が定める。

3. 共済掛金・保険料・再保険料・再保険料基礎率

これらについては、次により算出する。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

組合員等が組合等に納入する共済掛金は、上記の額から共済掛金国庫負担額を差し引いた残額（組合員等負担額）である。

$$\text{保険料} = \text{保険金額} \times \text{保険料率（共済掛金率と同率）}$$

組合等が連合会に納入する保険料は、保険料から共済掛金国庫負担額を差し引いた残額である。

$$\text{再保険料} = (\text{総保険金額} \times \text{再保険料基礎率}) \times 0.95$$

連合会が政府に納入する再保険料は、上記の再保険料から共済掛金国庫負担額を差し引いた残額（連合会納入再保険料額）である。また、共済掛金国庫負担額が再保険料額を上回ったときは、その差額を連合会交付金として政府が連合会に交付する。

二段階制において特定組合が政府に納入する保険料は、次により算出する。

$$\text{保険料} = \text{共済金額} \times 0.9 \times \text{保険料基礎率} \times 0.95$$

上記の再保険料基礎率（保険料基礎率）は、共済目的の種類ごと連合会ごとに過去20年間の被害率のうち、通常標準被害率の算定基礎率を超える部分の率を基礎として定める率（再保険料基礎率（保険料基礎率）の算定基礎率）を、再保険区分（保険区分）ごとに当該区分に属する共済目的の種類ごとの保険金額（共済金額）を重みとして算術平均して算出した率であり、農林水産大臣が定める。

4. 組合等手持掛金

組合等が組合員等に支払う共済金の財源の一部となるものであり、共済掛金の1割（又は2割）に相当する金額である。

二段階制における特定組合手持掛金は、共済掛金総額から政府に納入する特定組合保険料を差し引いた残高である。

$$\text{特定組合手持掛金} = \text{共済掛金総額} - \text{保険料}$$

5. 連合会手持保険料

連合会が組合等に支払う保険金の財源の一部となるものであり、保険料から再保険料を差し引いた残額である。

6. 共済金負担区分

共済金は、組合等、連合会及び政府によって、それぞれ負担区分されており、次により算出する。

$$\text{組合等負担額} = \text{共済金} - \text{保険金}$$

$$\text{連合会負担額} = \text{保険金} - \text{再保険金}$$

$$\text{連合会負担額} = \text{保険金} - \text{再保険金}$$
$$\text{政府負担額} = \text{再保険金}$$

二段階制の負担区分については、次により算出する。

$$\text{特定組合負担額} = \text{共済金} - \text{保険金}$$
$$\text{政府負担額} = \text{保険金}$$

7. 被害率

被害率には、戸数被害率、面積被害率、箱数被害率及び金額被害率があり、次により算出する。

なお、基準共済掛金率の算定基礎となるものは金額被害率である。

$$\text{戸数被害率} = \text{被害戸数} \div \text{引受戸数} \times 100$$
$$\text{面積被害率} = \text{被害面積} \div \text{引受面積} \times 100$$
$$\text{箱数被害率} = \text{被害箱数} \div \text{共済箱数} \times 100$$
$$\text{金額被害率} = \text{共済金} \div \text{共済金額} \times 100$$

表示上の注意

- (1) 表中に使用した「－」は事実のないもの、「0.0」は表示単位に満たないもの、「△」は差し引きにおいて負となるもの、「…」は事実不詳又は調査を欠くものである。
- (2) 全国統計表の面積及び金額は表示単位以下1位の数値を四捨五入しているため、積み上げが合計値と合致しないことがある。
- (3) 引受戸数（延）及び被害戸数（延）は共済目的の種類等（類区分）ごとに、引受戸数（実）及び被害戸数（実）は共済目的の種類ごと（ばれいしょについては畑作物区分（春植え、秋植え別））にそれぞれの戸数を計上したものである。
- (4) 引受組合等数（延）及び被害組合等数（延）は共済目的の種類ごと（ばれいしょについては畑作物区分（春植え、秋植え別））の延組合等数を、引受組合等数（実）及び被害組合等数（実）は畑作物共済事業を行った組合等の実組合等数をそれぞれ計上したものである。
- (5) 引受組合等数及び被害組合等数は共済目的の種類ごと（ばれいしょについては畑作物区分（春植え、秋植え別））の組合等数を計上したものである。
- (6) 東京都、神奈川県、福井県及び熊本県においては、特定組合と政府の保険関係（2段階制）により事業を実施しているため、連合会に係る項目で、空白となっている箇所がある。なお、この保険関係については次のように整理している。
 保険金額→再保険金額の欄、保険料→再保険料の欄（従って、組合等手持掛金は「共済掛金総額－再保険料」となる。）、保険金→共済金負担区分の政府負担額の欄。
- (7) 総合計とは、〔付〕農作物計と蚕繭の計であり、〔付〕農作物計とは、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及びホップの計である。